

令和6年度

教育委員会定例会
(3月)

令和7年3月21日(金)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和7年3月21日（金） 午後3時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第18号 鹿屋市第4期教育振興基本計画の策定について (P 2)
- (2) 議案第19号 令和6年度教育委員会点検・評価について (P 8)
- (3) 議案第20号 鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について (P 11)
- (4) 議案第21号 訴訟上の和解及び損害賠償額について (P 14)
- (5) 議案第22号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について (P 16)
- (6) 議案第23号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正について (P 19)
- (7) 議案第24号 鹿屋市家庭教育推進委員会要綱の制定について (P 21)

5 報 告

- (1) 鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正について (P 24)
- (2) 鹿屋市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する実施要領の一部改正について (P 26)
- (3) 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について (P 27)
- (4) 鹿屋市奨学資金企業代理返還制度事務処理要綱の制定について (P 30)
- (5) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について (P 45)
- (6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について (P 52)
- (7) 第9回 キッズビジネスタウン®の実施について (P 55)
- (8) 鹿屋市寺子屋シンポジウムについて (P 57)
- (9) 鹿屋市第3期生涯学習基本構想の策定について (P 58)

6 動議の討論等

7 その他

- (1) お知らせ な し

8 閉 会

議案第18号

鹿屋市第4期教育振興基本計画の策定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和7年3月21日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、鹿屋市第4期教育振興基本計画を策定したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市第4期教育振興基本計画（案）について

1 策定の背景

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国・県の動向や社会情勢の変化に応じて、第3期教育振興基本計画（令和2～6年度）の各施策における取組の成果と課題等を踏まえ、引き続き本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として定めるもの。

2 計画の位置づけ

- ・ 国のコンセプト「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」
- ・ 教育振興基本計画は鹿屋市第3期教育大綱を具現化するための実施計画
- ・ 計画期間：令和7年度から11年度までの5年間

3 策定体制（計画策定委員会）

No.	氏名	所属団体及び役職	備考
1	廣瀬 真琴	鹿児島大学准教授	学識経験者
2	梶 ちか子	鹿屋体育大学准教授	学識経験者
3	福元 洋介	大隅地区公立高等学校・特別支援学校校長会	学校教育関係者
4	今村 和也	鹿屋市PTA連絡協議会	学校・家庭教育関係
5	宮下 恵子	鹿屋市子ども会育成連絡協議会	社会教育関係者
6	東 恵太郎	一般社団法人鹿屋青年会議所	産業経済関係
7	宮内 美歩	音楽支援ネットワーク 音YUZURI	文化芸術関係
8	川添 幸一	串良まちづくり戦略会議	地域活動関係

4 計画（案）の構成

第1章 計画策定の趣旨		
第2章 本市教育を取り巻く環境		
第3章 鹿屋市教育大綱		
<p>1 基本理念 未来を創る心豊かでたくましい人づくり ～夢や希望を叶え、幸せや生きがいを感じられる地域や社会を目指して～</p> <p>2 基本目標 (1) 未来を切り拓く力を培う教育の創造 (2) 地域とともに活躍できる生涯学習社会の実現</p>		
第4章 今後5年間に取り組むべき施策		
基本目標	施策の方向性	施策
1 未来を切り拓く力を培う教育の創造	(1) 未来の創り手となる資質・能力を育む教育の推進	① 確かな学力の向上 ② 英語教育・国際理解教育の推進 ③ 特別支援教育の推進 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 教育の情報化の推進 ⑥ 環境教育の推進 ⑦ 郷土教育の推進 ⑧ 幼児教育の充実 ⑨ 主権者教育の推進 ⑩ 消費者教育の充実 ⑪ 福祉教育・ボランティア活動の推進
	(2) 互いに尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	① 道徳教育の充実 ② 生徒指導の充実 ③ 人権教育の充実 ④ 体験活動の充実 ⑤ 読書活動の推進 ⑥ 文化芸術学習の推進 ⑦ 食育の推進 ⑧ 健康教育の充実 ⑨ 体力・運動能力の向上

	(3) 信頼され、地域と協働する学校づくりの推進	① 学校経営の充実 ② 教職員の資質向上 ③ 働き方改革の推進 ④ 開かれた学校づくり ⑤ 安全・安心な学校づくり ⑥ 学びのセーフティネットの充実 ⑦ 学校規模適正化の推進 ⑧ 学校施設の長寿命化の推進 ⑨ 安全・安心な学校給食の推進 ⑩ 市立高等学校・看護専門学校の活性化と魅力づくり
2 地域とともに活躍できる生涯学習社会の実現	(4) 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進	① 学習環境の整備 ② 学習機会の充実 ③ 学習推進体制の充実 ④ 人権教育と人権啓発の推進 ⑤ 平和教育の推進
	(5) 開かれつながる社会教育の充実	① 青少年育成活動の充実 ② 成人教育の充実 ③ 家庭教育の充実
	(6) 市民文化の振興・伝承と生涯スポーツの振興	① 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実 ② 文化財の保存・活用・継承 ③ スポーツ活動の推進 ④ スポーツ交流の推進
	第5章 計画の実現に向けて	

5 教育委員からの意見（主なもの）

種類	内容	対応状況
文言修正	不登校児童⇒不登校児童生徒 に修正	対応済
文言追加	不登校児童生徒の定義	対応済
意見	高い目標値設定では後で評価する際に達成が困難になる可能性があるため、再度目標設定を確認すべき。	確認済
意見	洋便器の整備率については、一定数、和便器にすることを踏まえた数値設定がよいのではないかと。	対応済
意見	生涯学習活動において、ボランティア活動が出来る65歳以上の人材を有効に活用する。	今後の参考
意見	消費者教育においてお小遣い帳作成を推奨	今後の参考
意見	食育において自炊を推奨、宗教上の理由で給食を食べられない児童生徒への対応	今後の参考
意見	読書活動において読書後のまとめ（推薦作文）等の推奨	対応済
意見	部活動地域移行を、企業等を活用して実施すべきでは。	今後の参考

6 意見公募手続（パブリックコメント）の結果

- (1) 意見の募集期間：令和6年12月20日～令和7年1月20日（30日間）
- (2) 意見提出者：1人
- (3) 意見数：4件
- (4) 意見の概要（詳細及び検討結果は別添1のとおり）

番号	意見等の概要
1	計画策定の視点を「時代背景、こどもを取り巻く諸情勢・課題、 鹿屋市のこどもの気持ちや実態を踏まえること。 」に変更。（朱書き部分の追加）
2	大綱の基本理念において、「 児童・生徒の確かな学力の向上 」と「 健やかな心身の育成や規範意識、社会性の涵養などを図る 」の順序を入れ替えるべき。学力の前に大切な心の成長を、行政、学校、家庭が意識できるように、この項目の順序を逆にするを提案。
3	第4章 今後5年間に取り組むべき施策（基本計画）の（1）と（2）の順序を逆に。 （1）未来の創り手となる資質・能力を育む教育の推進 （2）互いに尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 理由は2と同じ。
4	①確かな学力の向上への2点提案 A 教員の多忙による疲弊と心労による休職や授業レベルの低下が考えられる。解決策として ・1クラスの生徒数の減 ・鹿屋市で独自に教員採用 ・事務員を多数配置 を提案。 B 学力の向上を子ども達の宿題に頼ることに反対。「生徒児童の宿題に頼らず学力の向上に努めます」の文言が、この項目に必要ではないか。

7 数値目標について

第4章 今後5年間に取り組むべき施策における6つの施策の方向性において、計画期間における数値目標を設定。(以下 一部抜粋)

(1)未来の創り手となる資質・能力を育む教育の推進

指標	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11	関連施策
NRT 標準学力偏差値平均 (小学校)	48.2	49.0	49.5	50.0	51.0	52.0	(1)-①
NRT 標準学力偏差値平均 (中学校)	46.5	48.0	49.0	50.0	51.0	52.0	(1)-①
特別支援教育支援員の充足率	72.8%	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	(1)-③
将来の夢や目標を持っている 児童生徒の割合	77.8%	82.0%	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%	(1)-④
ICT を活用し自分のペース で理解しながら学習を進め られる児童の割合 (小学校)	88.1%	90.0%			95.0%		(1)-⑤
ICT を活用し自分のペース で理解しながら学習を進め られる生徒の割合 (中学校)	80.2%	90.0%			95.0%		(1)-⑤
かのやふるさと検定 (ジ ュニアの部) 受検者数	1,635 人	2,200 人		2,400 人		2,500 人	(1)-⑦
地域学校協働活動支援実 施回数	4,868 回	5,000 回		5,500 回		6,000 回	(1)-⑦
家庭教育学級の延べ参加 者数 (こども園等)	—	1,000 人		1,500 人		2,500 人	(1)-⑧

※現状について、令和6年度の実績が確定していないものについては、令和5年度の実績を掲載しています。

(2)互いに尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

指標	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11	関連施策
1,000 人当たりの不登校 児童生徒の在籍数	23.9 人	23.5 人	22.0 人	21.0 人	20.5 人	20.0 人	(2)-②
地域や社会をよくする ために何かしたいと考 える割合 (小学生)	82.5%	83.0%	84.0%	85.0%			(2)-④
地域や社会をよくする ために何かしたいと考 える割合 (中学生)	76.6%	78.0%	79.0%	80.0%			(2)-④
公共図書館 (室) の児童 図書の貸出冊数	147,346 冊	170,000 冊	200,000 冊				(2)-⑤
親と子の 20 分間読書運 動の認知度	—	94%	100%				(2)-⑤
むし歯のない生徒の割 合 (中1)	71.1%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%		(2)-⑧

※現状について、令和6年度の実績が確定していないものについては、令和5年度の実績を掲載しています。

(3)信頼され、地域と協働する学校づくりの推進

指標	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11	関連施策
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) 委員による熟議を行う回数	3.17回	→	4回	→	→	5回	(3)-①
教職員の月時間外勤務の年間平均時間	34.5時間	→	32時間	→	→	30時間	(3)-③
学校におけるけがの発生件数(学校安全保険の利用件数)	403件	400件	380件	360件	340件	320件	(3)-⑤
学校規模適正化に関する意見交換等	12回	10回	→	→	→	→	(3)-⑦
洋式トイレ整備の進捗率	76.3%	84.3%	87.4%	93.4%	93.4%	99.2%	(3)-⑧
鹿屋女子高定員充足率	83.5%	85.0%	86.5%	88.0%	89.5%	91.0%	(3)-⑩
SNS による鹿屋女子高の魅力発信(新規)	-	100回	110回	120回	130回	140回	(3)-⑩

※現状について、令和6年度の実績が確定していないものについては、令和5年度の実績を掲載しています。

(4)心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

指標	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11	関連施策
公民館等12施設利用者数	199,564人	200,000人	→	→	→	→	(4)-①
まちづくり出前講座受講者数(一般)	7,378人	7,500人	→	8,000人	→	8,500人	(4)-②
地域学校協働活動延べ参加人数	17,412人	18,000人	→	19,000人	→	20,000人	(4)-③
平和へのメッセージ鹿屋市内小中高生応募者数	2,903人	2,950人	3,000人	3,025人	3,050人	3,100人	(4)-⑤

※現状について、令和6年度の実績が確定していないものについては、令和5年度の実績を掲載しています。

(5)開かれつながる社会教育の充実

指標	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11	関連施策
小学生の子ども会加入率	43%	50%	→	55%	→	60%	(5)-①
公民館等各種講座受講者満足度(再掲)	70%	90%	→				(5)-②
家庭教育学級延べ参加者数(小学校・中学校)	—	4,000人	→	5,000人	→	6,000人	(5)-③

※現状について、令和6年度の実績が確定していないものについては、令和5年度の実績を掲載しています。

(6)市民文化の振興・伝承と生涯スポーツの振興

指標	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11	関連施策
かのやふるさと検定(一般の部)受検者数	77人	200人	→	300人	→		(6)-①
歴史民俗資料館等利用者数	1,380人	2,000人	→	2,500人	→	3,000人	(6)-②
スポーツ実施率	53.9%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%	(6)-③
県内外からのスポーツ合宿者数	49,848人	39,000人	46,000人	54,000人	64,000人	79,000人	(6)-④

※現状について、令和6年度の実績が確定していないものについては、令和5年度の実績を掲載しています。

8 計画(案)について

別添2を御参照ください。

議案第19号

令和6年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和7年3月21日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和6年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。

令和6年度教育委員会の点検・評価

1 目的

教育委員会の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、実施が義務付けられており、地域の実情と住民ニーズに応じ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに事務事業の管理及び執行状況についての透明性の確保と、市民への説明責任を果たすことを目的に実施するもの。

2 委員（令和6年度）

分野	氏名	役職名
①学識経験者	志村 正子	元教育委員、元鹿屋体大教授
②地域・コミュニティ関係	本村 和明	吾平地区コミュニティ協議会会長
③保護者代表	上高原 貴子	鹿屋市PTA連絡協議会顧問
④社会・文化教育関係	村上 淳子	元鹿屋市市立図書館協議会委員
⑤産業経済関係	田平 弦大	鹿屋商工会議所青年部会長

3 評価の方法

(1) 内部評価：事業所管課による一次評価

所管課において、教育振興基本計画に位置付けられた施策の体系に関連する全ての事業について、自己評価シートにより進捗状況の点検を行った。

(2) 外部評価：外部評価委員による二次評価

一次評価で点検した事業の中から、特に重要と思われるものを7事業選定し、外部評価（二次評価）を実施していただいた。

4 実施日

第1回 令和7年2月7日（金） 10:00～12:00 場所：市役所 603 会議室
内容：外部評価の実施

第2回 令和7年3月10日（月） 10:00～12:00 場所：市役所 603 会議室
内容：外部評価のまとめ

5 外部評価の結果（まとめ）

番号	事業名等	外部評価（まとめ）
1	かのや授業力向上事業 （学校教育課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の学力向上には、教職員の資質向上が不可欠である。鹿児島市に限らず先進的な取組を行っている近郊の学校においても研修を行い、得たものを自校に還元させる取組を充実させていただきたい。 ○ 教師の指導力向上だけでなく、学習を支援するための環境づくりも重要であるので、それらの充実を図っていただきたい。
2	グローバル教育推進事業 （関連4事業のまとめ） （学校教育課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 英検3級相当以上の英語力のある生徒の割合は、目標との差は大きいものの、年々改善傾向にはある。英語に親しめる環境をこれからも作って欲しい。 ○ 英語は子どもにとって興味関心が分かれやすい教科だと思われる。英語の楽しさについて、台湾への派遣など様々な活動をしている子どもから伝えていく取組も必要なのではないか。
3	心に届く生徒指導推進事業 （学校教育課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒数が減少傾向にある中で、不登校児童生徒数は年々増加傾向にある。この傾向に何とか歯止めが掛けられるよう、効果的と思われる取組を今後も行って欲しい。
4	教育改革推進事業 （教育総務課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒数の減少が進む中で、学校の統廃合に対する地域住民の理解は、以前よりも前向きになりつつあることは理解出来た。 ○ 子どもたちにとって、より良い環境で教育が受けられるよう、今後も保護者や地域との意見交換を継続して頂きたい。 ○ 統廃合後の地域の拠点づくりについては、地域の声を聴いて欲しい。
5	GIRLS教育推進プロジェクト （教育総務課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿屋女子高をより魅力ある学校とするための取組は良い結果をもたらしている。今後も生徒の目線で、生徒が満足するような取組を進めてもらいたい。
6	子ども会の活性化 （KOKAプロジェクト） （生涯学習課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども会活性化の目的は、子どもたちの自立性を育む青少年教育活動だけでなく、地域活性化のためでもあることは理解出来た。説明にあったように、子ども会への参加の仕方を柔軟にとらえて、無理のない程度での参加も認めて頂ければ、子ども会活動に参加しやすくなると思われる。
7	文化のまち鹿屋魅力アップ事業 （生涯学習課）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子図書館の利用者拡大をはじめ、様々な文化芸術活動に触れたり参加できる機会を今後も充実して頂き、文化力の向上に努めて頂きたい。

※ 点検・評価の詳細については別添3を御参照ください。

議案第20号

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和7年3月21日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

押印の廃止・省略等にかかる様式修正について、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正をしたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第38号</p> <p>第5号様式（第14条関係）</p>	<p>○鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第38号</p> <p>第5号様式（第14条関係）</p>																																								
<p>年 月 日</p> <p>鹿屋市教育委員会 様</p> <p>申請団体 代表者氏名 連絡先</p> <p>学校体育施設使用料還付申請書</p> <p>次のとおり学校体育施設使用料を還付していただきたいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第14条第3項の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td>年 月 日 時 分から 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>還付申請額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>申請理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">決定区分</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。</td> </tr> <tr> <td>還付条件</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>鹿屋市教育委員会</td> <td style="width: 15%;">還付金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	施設名		使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	還付申請額	円	申請理由		決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。		還付条件			鹿屋市教育委員会	還付金額	円	備考			<p>年 月 日</p> <p>鹿屋市教育委員会 様</p> <p>申請団体 代表者氏名 連絡先</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>学校体育施設使用料還付申請書</p> <p>次のとおり学校体育施設使用料を還付していただきたいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第14条第3項の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">施設名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td>年 月 日 時 分から 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>還付申請額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>申請理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">決定区分</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。</td> </tr> <tr> <td>還付条件</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>鹿屋市教育委員会</td> <td style="width: 15%;">還付金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	施設名		使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	還付申請額	円	申請理由		決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。		還付条件			鹿屋市教育委員会	還付金額	円	備考		
施設名																																									
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで																																								
還付申請額	円																																								
申請理由																																									
決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。																																								
還付条件																																									
鹿屋市教育委員会	還付金額	円																																							
備考																																									
施設名																																									
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで																																								
還付申請額	円																																								
申請理由																																									
決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。																																								
還付条件																																									
鹿屋市教育委員会	還付金額	円																																							
備考																																									

議案第21号

訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、下記のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和7年3月21日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

1 事件名

鹿兒島地方裁判所鹿屋支部令和5年(ワ)第54号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 [REDACTED]

被告 鹿屋市

3 事故の概要

平成21年7月30日(木)午後3時30分頃、当時[REDACTED]学校の児童であった原告は、他の同級生児童とともに課外活動として枝豆を湯がいていたところ、他の児童がコンロ又は鍋に手を付いたため鍋がひっくり返り、腹部・陰部・大腿部に熱湯がかかり火傷を負ったもの。

4 和解内容

別紙(和解勧告書)のとおり

5 損害賠償額 2,097,355円

(提案理由)

令和7年3月19日付けで、校内での課外活動中に発生した事故に係る損害賠償請求事件における和解及び損害賠償の額を定めることについて、教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

令和5年（ワ）第54号

令和7年3月6日

原告代理人 堂蘭広 殿

被告代理人 泉武臣 殿

鹿児島地方裁判所鹿屋支部民事1係

これまで提出された書面の内容等を踏まえて、裁判所から当事者双方へ下記の和解案を提案いたします。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

和解案

- 1 被告は、原告に対し、本件事故による損害賠償金209万7355円のうち、既払金59万7355円を控除した150万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年4月30日限り、【原告が指定する口座】に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告及び被告は、第1項に定める金員の他、原告が日本スポーツ振興センターから災害共済給付金28万6025円を受給済みであることを確認する。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第22号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和7年3月21日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

休学中の者が円滑に復学できる環境を整備するため、復学の許可に関する基準を設けたいことから、鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正をしたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則(平成20年鹿屋市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第14条中「受けなければならない」を「受けなければならない。」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 4 休学を命ぜられた学生は、休学の理由が消滅するように努めるものとし、円滑な復学を目指すために、毎月1回以上担当教員と面談し、近況報告(以下「近況報告」という。)を行うものとする。この場合において、やむを得ない理由により登校できない場合は、学生又は保護者が学校に電話連絡を行うものとする。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、前条第4項に規定する定期的な近況報告が確認できない場合、復学を許可しないことがある。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則 平成 20 年 2 月 25 日教育委員会規則第 2 号</p> <p>(退学及び転学) 第 14 条 学生は、病気その他の理由により退学又は転学しようとするときは、退学・転学願（別記第 4 号様式）を校長に提出し、許可を<u>受けなければならない。</u></p> <p>(休学) 第 15 条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願（別記第 5 号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。 2 校長は、傷病その他やむを得ない理由により修学が適当でないと認められた者に対して、休学を命ずることができる。 3 休学の期間は、3 月以上 1 年以内とし、在学期間に算入しない。ただし、校長は、学生が休学期間を経過した場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、1 年以内までその期間を延長することができる。 <u>4 休学を命ぜられた学生は、休学の理由が消滅するように努めるものとし、円滑な復学を目指すために、毎月 1 回以上担当教員と面談し、近況報告（以下「近況報告」という。）を行うものとする。この場合において、やむを得ない理由により登校できない場合は、学生又は保護者が学校に電話連絡を行うものとする。</u></p> <p>(復学) 第 16 条 休学中の者が復学しようとするときは、復学願（別記第 6 号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、校長は、前条第 4 項に規定する定期的な近況報告が確認できない場合、復学を許可しないことがある。</u></p>	<p>○鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則 平成 20 年 2 月 25 日教育委員会規則第 2 号</p> <p>(退学及び転学) 第 14 条 学生は、病気その他の理由により退学又は転学しようとするときは、退学・転学願（別記第 4 号様式）を校長に提出し、許可を<u>受けなければならない</u></p> <p>(休学) 第 15 条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、休学願（別記第 5 号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。 2 校長は、傷病その他やむを得ない理由により修学が適当でないと認められた者に対して、休学を命ずることができる。 3 休学の期間は、3 月以上 1 年以内とし、在学期間に算入しない。ただし、校長は、学生が休学期間を経過した場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、1 年以内までその期間を延長することができる。</p> <p>(復学) 第 16 条 休学中の者が復学しようとするときは、復学願（別記第 6 号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。</p>

議案第23号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和7年3月21日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正等に伴い、授業料減免に係る継続願が提出不要になったこと等から、鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正をしたいので、本案を提出するものである。

- ・別添 4 議案第 23 号_鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部を改正する規則（1 / 2）
 - ・別添 5 議案第 23 号_鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部を改正する規則（2 / 2）
- を御参照ください。

議案第24号

鹿屋市家庭教育推進委員会要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和7年3月21日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

家庭の教育力向上に資する効果的な家庭教育支援の在り方や具体的方策等についての検討を行う委員会を組織したいので、本案を提出するものである。

「地域で支える家庭教育推進事業」について

(生涯学習課)

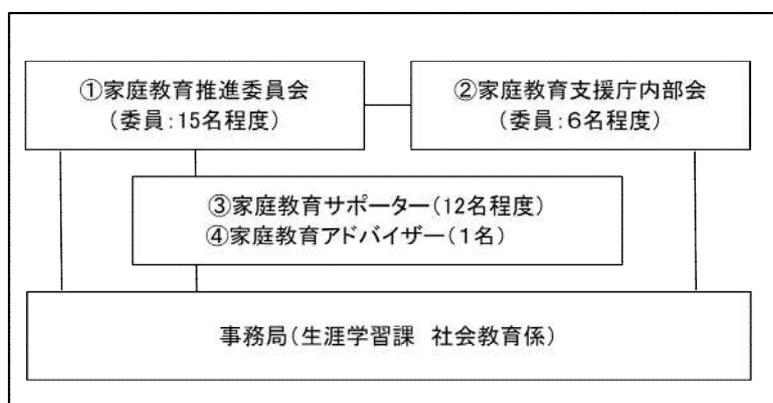
1 目的

核家族化や少子化、地域連帯意識の希薄化により、保護者の家庭教育力が低下し、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまう状況がある。また、市ではこれまでも家庭教育支援のための様々な事業を行ってきたが、共働き等で参加が難しい家庭が増え、本当に支援が必要な保護者に効果が及んでいない状況がある。

こうした状況に対応できるよう、全世代へ「届く」支援の強化及び本当に必要な家庭に「届く」アウトリーチ型の家庭教育支援推進を図る。

2 推進体制

家庭教育支援体制の構築のため、推進委員会及び庁内部会を設置する。また、家庭教育アドバイザー及び家庭教育サポーターを新たに設置し、家庭教育支援に関する取組の拡充を図っていく。



3 拡充する取組み

(1) 「子育てサロン」の開催

保護者の個別の課題に対応するため、市内小中学校等の家庭教育学級や入学説明会等の場で、座談会形式の相談会である「子育てサロン」を開催する。

(2) 連携事業における個別相談対応

関係機関等と連携したアウトリーチ型支援として、大隅青少年自然の家との連携における相談活動を行う。

(3) 各種イベント等での広報・啓発

市内のイベント等へ出向き、会場内の一画にブースを設け、家庭教育に関する広報・啓発を行う。

(4) 家庭教育サポーターの養成

市主催の家庭教育サポーター等研修会を開催し、意見交換の場の設定や講師招聘による講話等を実施することにより、人材の育成を図る。

4 要綱等 次頁のとおり

鹿屋市家庭教育推進委員会要綱

(設置)

第1条 家庭の教育力向上に資する効果的な家庭教育支援の在り方や具体的方策等についての検討を行うため、鹿屋市家庭教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 効果的な家庭教育支援の在り方に関する事。
- (2) 家庭教育の啓発に関する事。
- (3) その他前条の目的の達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子育て支援団体関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 企業関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱する日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度末までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議において委員が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内連絡部会)

第6条 第2条に掲げる業務の協議を円滑に進めるため、委員会に庁内部会を置く。

2 庁内部会の部員は、家庭教育推進に関する業務を行う部署に属する者をもって組織する。

3 庁内部会に部長を置き、生涯学習課長をもって充てる。

4 庁内部会は、部長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 鹿屋市家庭教育推進委員会の設置に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

報告(1) 鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正について

(教育総務課)

鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後							改正前						
○鹿屋市学校教職員住宅管理規則 平成18年1月1日規則第205号 別表(第2条関係)							○鹿屋市学校教職員住宅管理規則 平成18年1月1日規則第205号 別表(第2条関係)						
名称	位置	建設年度 (改修年度)	構造	戸数	1戸当たり 面積	入居料 月額	名称	位置	建設年度 (改修年度)	構造	戸数	1戸当たり 面積	入居料 月額
(略)							鹿屋市教職員住宅3号						
(略)							鹿屋市教職員住宅15号						
(略)							鹿屋市教職員住宅26号						
(略)							鹿屋市教職員住宅29号						
(略)							(略)						

改正後	改正前
<p>第2号様式（第6条関係） 教職員住宅入居許可書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">勤務学校名</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付け申込みのあった教職員住居入居については、次の条件を付して許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">管理者</p> <p>1 入居住宅の名称</p> <p>2 所在地</p> <p>3 入居指定日 年 月 日</p> <p>4 入 居 料 月額 円</p> </div>	<p>第2号様式（第6条関係） 教職員住宅入居許可書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">勤務学校名</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付け申込みのあった教職員住居入居については、次の条件を付して許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">管理者</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div> <p>1 入居住宅の名称</p> <p>2 所在地</p> <p>3 入居指定日 年 月 日</p> <p>4 入 居 料 月額 円</p> </div>

報告(2) 鹿屋市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する実施要領の一部改正について

(教育総務課)

鹿屋市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する実施要領の一部を改正する要領新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する実施要領 令和4年12月1日制定</p> <p>(支出区分等)</p> <p>第3条 交際費の支出区分、支出内容及び支出額は、次の表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>○鹿屋市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する実施要領 令和4年12月1日制定</p> <p>(支出区分等)</p> <p>第3条 交際費の支出区分、支出内容及び支出額は、次の表のとおりとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、市教育行政の円滑な運営のため特に必要があると認めるときは、同項の支出額を超える額の交際費を支出することができる。</p> <p>3 会費又は慶祝の支出区分において、職員が教育長の代理として出席する場合も、教育長が出席する場合に準じて支出する。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、教育長は、市教育行政の円滑な運営のため特に必要があると認めるときは、同項の支出額を超える額の交際費を支出することができる。</p> <p>3 会費又は慶祝の支出区分において、職員が教育長の代理として出席する場合も、教育長が出席する場合に準じて支出する。</p>

● 奨学金返還支援制度

卒業の1年後から奨学資金の返還が開始されるが、雇用した鹿屋市内の企業が本人に代わり代理返還を行う制度。

代理返還した企業に対し、市が奨学資金返還額の1/2を支援するもの。

第3次 鹿屋市総合計画

基本目標1 やってみたい仕事広がるまち

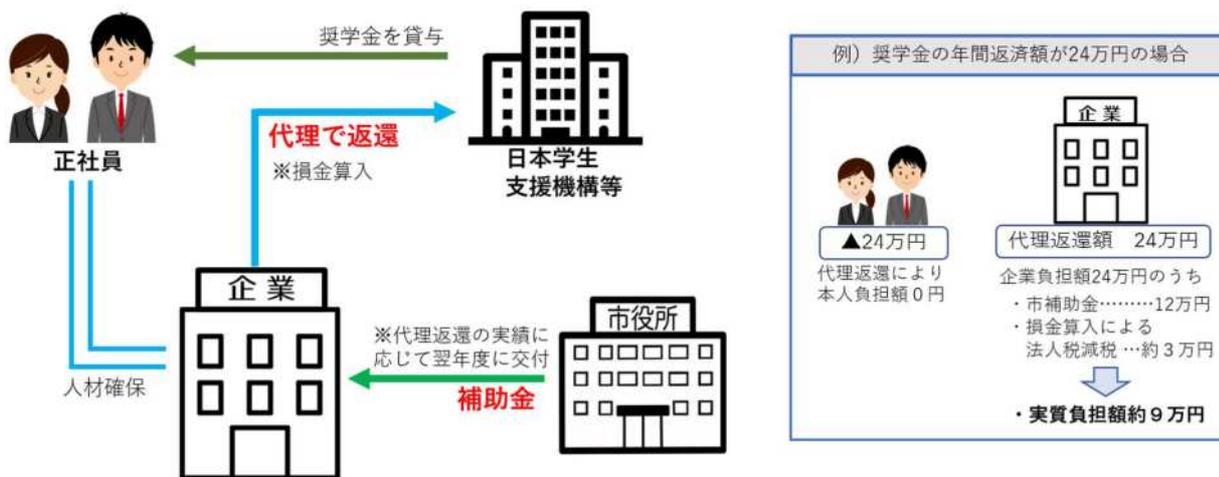
基本施策② 商工業の振興と雇用の促進

若者就労支援

地元企業の雇用環境の充実や人材の定着を図るため、関係機関と連携して企業の採用・人材育成・定着を支援します。また、市内外の若者が地元企業を知る「きっかけづくり」を推進し、地元就職率の向上を図ります。

新 奨学金返還支援制度の創設【商工振興課】 59万円

若年者の地元企業への就職を促し、企業の人材確保及びU・Iターンを促進するため、奨学金の代理返還制度を利用する事業者への補助制度を創設し、企業と市が一体となった若年者支援を実施



鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則 平成18年1月1日規則第206号</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 奨学生は、貸与終了後1月以内に連帯保証人が連署した奨学資金借用証書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 奨学生が死亡したときは、前項の奨学資金借用証書は、遺族又は連帯保証人が提出しなければならない。</p> <p>3 奨学資金借用証書の提出を受けたときは、奨学資金返還原簿(別記第11号様式)を作成しなければならない。</p> <p><u>4 奨学資金の返還方法等を変更しようとするときは、奨学資金返還計画変更申出書(別記第17号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、その全部を繰り上げて返還する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることができる。</u></p>	<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則 平成18年1月1日規則第206号</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 奨学生は、貸与終了後1月以内に連帯保証人が連署した奨学資金借用証書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 奨学生が死亡したときは、前項の奨学資金借用証書は、遺族又は連帯保証人が提出しなければならない。</p> <p>3 奨学資金借用証書の提出を受けたときは、奨学資金返還原簿(別記第11号様式)を作成しなければならない。</p>

改正後

改正前

第17号様式 (第8条関係)

第17号様式 (第8条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

決定番号 第 号
 本人住所
 氏名
 連帯保証人住所
 氏名

奨学資金返還計画変更申出書

次のとおり奨学資金返還計画の変更を申し出ます。

貸与総額	円	
返還済額	円	
返還残額	円	
	変 更 前	変 更 後
返還方法	月賦 ・ 半年賦 (月 ・ 月) ・ 年賦 (月) 円	月賦 ・ 半年賦 (月 ・ 月) ・ 年賦 (月) 円
返還期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
変更理由		

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）第12条の規定に基づき、奨学資金の返還を行う者を雇用する企業等が、その者の奨学資金の返還に係る負担を軽減するため、その者に代わって市に返還を行う制度（以下「代理返還制度」という。）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 借受人 次のいずれにも該当する奨学生であった者をいう。

ア 奨学資金の返還を行う者

イ 奨学資金の返還期間の全期間において滞納がない者

(2) 返還企業 借受人を雇用する企業等であって、当該借受人に代わって奨学資金を返還するものをいう。

(奨学資金の返還義務)

第3条 借受人は、代理返還制度を利用した場合においてもなお、奨学資金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、貸与を受けた奨学資金の全額について返還の義務を負う。

2 返還企業は、代理返還制度の利用期間中に限り、借受人に代わり任意に奨学資金を返還するものであって、借受人が貸与を受けた奨学資金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。

(代理返還制度の利用に係る合意)

第4条 代理返還制度を利用しようとする企業等は、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書（別記第1号様式。次条において「合意書」という。）により、市との間で代理返還制度の利用に係る合意をするものとする。

(返還企業の誓約)

第5条 返還企業は、前条の合意をするに当たり、次に掲げる事項を誓約しなければならない。

(1) 返還企業が、合意書の提出日の前日から起算して過去1年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられた企業等に該当せず、かつ、提出日以後においても該当しないこと。

(2) 代理返還制度の利用は、合意書で定める合意日以後に開始すること。

(3) 次に掲げる借受人の不利益となる取扱いを行わないこと。

ア 労働協約、就業規則、労働契約等に定められた借受人の賃金を減額すること。

イ 借受人に対し、代理返還（代理返還制度を利用して返還企業が奨学資金を返還することをいう。以下同じ。）をした額の支払又は当該額に見合う労働を求めること。

ウ 借受人のうち一部の者にのみ不利益となる取扱いを行うこと。

(4) 返還企業が、鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年鹿屋市告示第147号）第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(5) 代理返還制度の利用に当たり、この要綱及び合意書に記載のない事項については、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指示に従うこと。

(合意の取消し)

第6条 市は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、返還企業との間における代理返還制度の利用に係る合意を取り消すものとする。

(1) 前条の規定による返還企業の誓約が虚偽であったことが判明したとき。

- (2) 返還企業が前条各号に掲げる誓約事項に違反する状態となったとき。
 - (3) 返還企業が鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消申請書（別記第2号様式）を市に提出したとき。
 - (4) 返還企業に重大な問題が発生し、当該返還企業による代理返還制度の利用が適当でないとして教育委員会が判断したとき。
- 2 市は、前項の規定により合意が取り消されたときは、その旨を鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消通知書（別記第3号様式）により返還企業及び借受人に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により合意が取り消されたときは、当該返還企業において代理返還制度を利用している全ての借受人について、前項の規定による通知がされた日以後における代理返還制度の利用を中止するものとする。
 - 4 返還企業は、合意の取消しに至った理由について、借受人に対し誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めなければならない。

（再合意禁止期間）

第7条 前条の規定により代理返還制度の利用に係る合意を取り消した後、当該返還企業が代理返還制度の利用について再度合意をするためには、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間が経過することを要するものとする。

- (1) 第5条第1号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき
その事実が解消された日から起算して1年間
- (2) 第5条第3号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき
その事実が解消された日から起算して2年間
- (3) 第5条第4号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき
その事実が解消された日から起算して5年間
- (4) 前条第1項第3号に該当したとき
同号の申請書の提出日から起算して3年間
- (5) 前条第1項第4号に該当したとき
教育委員会が適当と認める期間

（合意の周知）

第8条 教育委員会は、広報紙、ホームページ等に返還企業の企業名等を掲載し、返還企業が代理返還制度の利用について市と合意をしている事実の周知に努めるものとする。ただし、当該周知について返還企業が希望しないときは、この限りでない。

- 2 返還企業は、自社のホームページ、求人広告等において、代理返還制度の利用について市と合意をしている事実を掲載することができる。ただし、第6条の規定により合意を取り消した後は、これを掲載することができない。

（利用開始の申込み）

第9条 返還企業は、雇用する借受人の代理返還を開始するときは、当該借受人及び返還企業が連名で鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用開始申込書（別記第4号様式。以下「利用開始申込書」という。）により教育委員会に申し込まなければならない。

（返還方法）

第10条 返還企業が代理返還を行うときは、次の各号に掲げる方法のうちいずれかを選択し、月賦により返還するものとする。

- (1) 市が発行する納付書によって金融機関の窓口で返還する方法
 - (2) 市が発行する納付書によって教育委員会の窓口で返還する方法
- 2 返還企業が代理返還を行う場合の返還額は、借受人の月賦返還額の全部又は一部とする。
 - 3 前項の規定により返還企業が借受人の月賦返還額の一部を返還するときは、月賦返還額の残額は、借受人が月賦により返還するものとする。
 - 4 返還企業が利用開始申込書に定めた代理返還額の全部又は一部を返還しないときは、市が指定する方法により、借受人が当該返還されない額を返還しなければならない。

(情報開示)

第11条 教育委員会は、借受人の求めに応じて、奨学資金の返還残高、返還状況その他の奨学資金の返還に関する情報を当該借受人に対し開示するものとする。この場合において、返還企業は、当該奨学資金の返還に関する情報について、当該借受人に対し開示を求めることができる。

(利用中止の申出)

第12条 代理返還を中止しようとする返還企業は、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書（別記第5号様式）により教育委員会に申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申出を受けた場合において、代理返還の利用を中止するときは、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止通知書（別記第6号様式）により返還企業及び借受人に通知するものとする。

(返金)

第13条 教育委員会は、原則として、第6条第2項の規定による合意の取消しの通知又は前条第2項の規定による利用の中止の通知をする前に返還企業から返還された奨学資金は、これを返金しない。ただし、教育委員会が社会的な影響等を考慮し返金すべき事由があると判断したときは、返還企業及び借受人に文書で通知の上、既に返還された奨学資金の全部又は一部を返還企業に返金することができる。

2 前項ただし書の規定により返還企業に返金された奨学資金は、借受人が速やかに市に返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、代理返還制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書

年 月 日

甲	(代理返還企業) (住所) (企業名) (役職名・代表者名)	
乙	鹿屋市共栄町20番1号 鹿屋市 代表者 鹿屋市長	

甲と乙は、甲が甲の従業員（以下「借受人」という。）の鹿屋市奨学資金（以下「奨学金」という。）について、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度を利用し返還するにあたり、次のとおり合意する。

本合意の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

（目的）

第1条 この合意は、借受人を雇用する甲が借受人の奨学金の返還に係る負担を軽減するため、借受人に代わって乙に返還を行う制度（以下「代理返還制度」という。）を利用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

（奨学金の返還義務）

第2条 借受人は、代理返還制度を利用した場合においてもなお、奨学金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、貸与を受けた奨学金の全額について返還の義務を負う。

- 2 甲は、代理返還制度の利用期間中に限り、借受人に代わり任意に奨学金を返還するものであって、借受人が貸与を受けた奨学金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。

(誓約事項)

第3条 甲は、次に掲げる事項を誓約する。

- (1) 本合意書の提出日の前日から起算して過去1年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられた企業等に該当せず、かつ、提出日以後においても該当しないこと。
- (2) 代理返還制度の利用は、合意書で定める合意日以後に開始すること。
- (3) 次に掲げる借受人の不利益となる取扱いを行わないこと。
 - ア 労働協約、就業規則、労働契約等に定められた借受人の賃金を減額すること。
 - イ 借受人に対し、代理返還（代理返還制度を利用して甲が奨学金を返還することをいう。以下同じ。）をした額の支払又は当該額に見合う労働を求めること。
 - ウ 借受人のうち一部の者にのみ不利益となる取扱いを行うこと。
- (4) 鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年鹿屋市告示第147号）第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (5) 代理返還制度の利用に当たり、この要綱及び合意書に記載のない事項については、乙の指示に従うこと。

(合意の取消し)

第4条 乙は、次に掲げる事由が生じたときは、甲との間における代理返還制度の利用に係る合意を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による甲の誓約が虚偽であったことが判明したとき。
 - (2) 甲が前条各号に掲げる誓約事項に違反する状態となったとき。
 - (3) 甲が鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消申請書（別記第2号様式）を乙に提出したとき。
 - (4) 甲に重大な問題が発生し、甲による代理返還制度の利用が適当でないと乙が判断したとき。
- 2 乙は、前項の規定により合意が取り消されたときは、その旨を鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の合意取消通知書（別記第3号様式）により甲及び借受人に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により合意が取り消されたときは、甲において代理返還制度を利用している全ての借受人について、前項の規定による通知がされた日以後における代理返還制度の利用を中止するものとする。

4 甲は、合意の取消しに至った理由について、借受人に対し誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めなければならない。

(再合意禁止期間)

第5条 前条の規定により代理返還制度の利用に係る合意を取り消した後、甲が代理返還制度の利用について再度合意をするためには、次に掲げる事由に応じ、当該各号に定める期間が経過することを要するものとする。

(1) 第3条第1号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して1年間

(2) 第3条第3号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して2年間

(3) 第3条第4号に掲げる誓約事項に虚偽があり、又はこれに違反したとき その事実が解消された日から起算して5年間

(4) 前条第1項第3号に該当したとき 同号の申請書の提出日から起算して3年間

(5) 前条第1項第4号に該当したとき 乙が適当と認める期間

(合意の周知)

第6条 乙は、広報紙、ホームページ等に甲の企業名等を掲載し、甲が代理返還制度の利用について乙と合意をしている事実の周知に努めるものとする。ただし、当該周知について甲が希望しないときは、この限りでない。

2 甲は、自社のホームページ、求人広告等において、代理返還制度の利用について乙と合意をしている事実を掲載することができる。ただし、第4条の規定により合意を取り消した後は、これを掲載することができない。

(利用開始の申込み)

第7条 甲は、雇用する借受人の代理返還を開始するときは、当該借受人及び甲が連名で鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用開始申込書(別記第4号様式。以下「利用開始申込書」という。)により乙に申し込まなければならない。

(返還方法)

第8条 甲が代理返還を行うときは、次に掲げる方法のうちいずれかを選択し、月賦により返還するものとする。

(1) 乙が発行する納付書によって金融機関の窓口で返還する方法

(2) 乙が発行する納付書によって鹿屋市教育委員会の窓口で返還する方法

2 甲が代理返還を行う場合の返還額は、借受人の月賦返還額の全部又は一部とする。

3 前項の規定により甲が借受人の月賦返還額の一部を返還するときは、月賦返還額の残額は、借受人が月賦により返還するものとする。

4 甲が利用開始申込書に定めた代理返還額の全部又は一部を返還しないときは、乙が指定する方法により、借受人が当該返還されない額を返還しなければならない。

(情報開示)

第9条 乙は、借受人の求めに応じて、奨学金の返還残高、返還状況その他の奨学金の返還に関する情報を当該借受人に対し開示するものとする。この場合において、甲は、当該奨学金の返還に関する情報について、当該借受人に対し開示を求めることができる。

(利用中止の申出)

第10条 甲は代理返還を中止しようとする場合、鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書(別記第5号様式)により乙に申し出なければならない。

2 乙は、前項の規定による申出を受けた場合において、代理返還の利用を中止するときは、鹿屋市企業代理返還制度の利用中止通知書(別記第6号様式)により甲及び借受人に通知するものとする。

(返金)

第11条 乙は、原則として第4条第2項の規定による合意の取消しの通知又は前条第2項の規定による利用の中止の通知をする前に甲から返還された奨学金は返金しない。ただし、乙が社会的な影響等を考慮し返金すべき事由があると判断したときは、甲及び借受人に文書で通知の上、既に返還された奨学金の全部又は一部を甲に返金することができる。

2 前項ただし書の規定により甲に返金された奨学金は、借受人が速やかに乙に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この合意書に定めるもののほか、代理返還制度に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

鹿屋市長 様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消申請書

(住所)

(企業等名)

(役職名・代表者名)



年 月 日付けで鹿屋市と合意していた鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用について、次のとおり合意を取り消したいので申請します。

【取消申請】

1	申請日	年 月 日
2	取消理由	
3	現在代理返還制度を利用中の借受人の有無	あり ・ なし
4	3で「あり」の場合、その者の奨学生番号及び氏名	番号 () 氏名 _____

※注意※

・上記4で複数の借受人がいる場合には4の欄内に該当する借受人を全て記入すること。欄内に記入できない場合は、別紙を添付し、4の欄内に「添付の別紙に記入」と記入すること。

(企業等名)
(代表者名)

様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消通知書

鹿屋市
鹿屋市長

年 月 日に貴社と本市の間で締結した鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の合意について、下記の理由により取り消しますので通知します。この通知書の通知日以後、貴社の借受人について代理返還を受け付けません。

なお、取消理由の事実が解消された日から起算して下記の期間は、企業代理返還制度について、再度合意を締結することはできません。

また、企業代理返還制度を利用している借受人がいる場合、借受人に対し合意の取消しに至った理由について、誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めてください。合意の取消以後、借受人との間で問題が生じても本市はその責任を負うものではないことを申し添えます。

記

【取消理由】

【再度合意ができない期間】

取消理由の事実が解消された日から起算して、

_____年

鹿教学第 号
年 月 日

(奨学生番号)

(氏名)

様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意取消通知書

鹿屋市
鹿屋市長

様が勤務する企業と本市の間で、 年 月 日に締結した鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の合意について、下記の理由により取り消しますので通知します。

この合意の取消しにより、 様の鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用は、この通知書の通知日をもって中止されます。通知日以後は、毎月の返還額について、その全額を 様が返還する必要があります。この返還について、返還方法を定める必要がありますので、本通知を受領後すぐにご連絡ください。

【取消理由】

--

※注意※

取消理由が返還企業による合意取消申請書の提出による場合、当該申請書の提出理由については本市ではお答えできませんので、勤務する企業に直接お問い合わせください。

鹿屋市教育委員会 様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用開始申込書

返還企業	(住所) (企業名等) (役職名・代表者名) <div style="float: right; border: 1px dashed blue; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin-left: 20px;"></div>
借受人（元奨学生）	(住所) (氏名) <div style="float: right; border: 1px dashed blue; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin-left: 20px;"></div>

返還企業と借受人は、下記の申込みの内容及び裏面の企業代理返還（以下「代理返還」という。）の内容について熟読し承諾したうえで、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し連名で代理返還の利用開始を申し込みます。また、代理返還の利用を中止する場合は、返還企業がその申込みをすれば足り、借受人の承諾は必要ないことを確認します。

【申込内容】

利用開始申込日	年 月 日	
初回代理返還希望月	年 月分から	
借受人の月賦返還額	総額	円
	（ア） うち返還企業による代理返還額	円
	（イ） うち本人による返還額	円

総額 = (ア) + (イ) となること。（裏面へつづく）

【返還企業】

- ・ 返還企業は、代理返還制度の利用期間中に限り、借受人に代わり任意に奨学資金を返還するものであって、借受人が貸与を受けた奨学資金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。
- ・ 返還企業と鹿屋市の間でされた鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用合意書の内容が取り消された場合、返還企業は合意の取消しに至った理由について、借受人に対し誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めなければならない。
- ・ 返還企業は、教育委員会から送付される納付書によって上記の申込内容のとおり返還する。振込手数料が発生する場合は、返還企業がこれを負担する。
- ・ 返還企業は、労働協約、就業規則、労働契約等において、借受人の賃金を減額する等、借受人について不利益となる扱いをしてはならない。
- ・ 返還企業は、代理返還した金額について借受人に対し求償してはならない。
- ・ 返還企業は、代理返還した金額について返還の義務に見合う労働を求めてはならない。
- ・ 返還企業は、借受人の奨学金返還残高、返還状況等の個人情報について、借受人に対し開示を求めることができる。
- ・ 返還企業は、合意取消又は利用中止の通知前に返還した返還金については、鹿屋市に対し返金を請求しない。また、鹿屋市はこれを返金しない。
- ・ その他、代理返還の利用にあたり、合意書及びこの申込書に記載のない事項については教育委員会の指示に従う。

【借受人】

- ・ 借受人は、代理返還制度を利用した場合においてもなお奨学資金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、貸与を受けた奨学資金の全額について返還の義務を負う。
- ・ 返還企業と鹿屋市の間で締結された鹿屋市奨学資金代理返還制度の利用合意書の内容が取消された場合、それに伴いこの申込みに基づく同制度の利用も中止される。
- ・ 返還企業が上記の申込内容に定めた方法により返還しないときは、教育委員会の指定する方法により借受人が月賦返還額の全額を返還しなければならない。
- ・ 借受人から情報開示の請求があった場合に限り、教育委員会は個人情報等を借受人に対し開示することができる。
- ・ 返還企業により鹿屋市奨学資金代理返還制度の利用中止申出書が提出され、教育委員会がそれに基づき理由中止を決定した場合、借受人の承諾の有無にかかわらず、代理返還制度の利用が中止される。以後の毎月の返還額についてはその全額を借受人が返還しなければならない。その場合の返還額、返還方法等については、教育委員会の指示に従う。
- ・ その他、代理返還の利用にあたり、合意書及びこの申込書に記載のない事項については教育委員会の指示に従う。

鹿屋市教育委員会 様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止申出書

返還企業	(住所) (企業名等) (役職名・代表者名)
------	--------------------------------------



返還企業は、次の内容で、企業代理返還制度の利用中止を申し出ます。

【申出内容】

代理返還の利用を中止する借受人の奨学生決定番号及び氏名	決定番号 () 氏名
利用中止申出日	年 月 日
最終代理返還希望月	年 月分まで
利用を中止する理由	

※注意※

- ・利用を中止する理由については、借受人の退職、解雇又は人事制度の改定等の利用を中止するに至った理由がわかればよく、借受人の退職理由や解雇理由又は人事制度の改定の理由まで記述する必要はない。
- ・ただし、横領や贈収賄等、借受人が不法な利得を得るような犯罪行為により懲戒解雇するに至った場合は、可能な限り詳細を記入すること。欄内に記入できない場合は、別紙を添付し、「添付の別紙に記入」と記入すること。

(企業等名)

(代表者名)

様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止通知書

鹿屋市
鹿屋市長

貴社から申込みのあった下記の借受人の鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止について、下記通知内容のとおり利用を中止しますので通知します。この通知書の通知日以後、下記の借受人について代理返還を受け付けません。

なお、借受人に対し利用の中止に至った理由について、誠実かつ丁寧に説明し、借受人が十分納得するよう努めてください。利用の中止以後、借受人との間で問題が生じても本市はその責任を負うものではないことを申し添えます。

記

【通知内容】

代理返還の利用を中止する借受人の奨学生決定番号及び氏名	決定番号 () 氏名
最終代理返還月	年 月分まで
利用を中止する理由	

(奨学生番号)

(氏名)

様

鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用中止通知書

鹿屋市
鹿屋市長

様が利用されている鹿屋市奨学資金企業代理返還制度について、
様が勤務する企業から利用中止の申込みがありましたので、下記通知内容のとおり
中止しますので通知します。

これにより 様の鹿屋市奨学資金企業代理返還制度の利用は、この通知書
の通知日をもって中止されます。通知日以後は、毎月の返還額について、その全
額を 様が返還する必要があります。この返還について、返還方法を定める
必要がありますので、本通知を受領後すぐにご連絡ください。

記

【通知内容】

代理返還の利用を中止 する借受人の奨学生決 定番号及び氏名	決定番号 () 氏名
最終代理返還月	年 月分まで
利用を中止する理由	

報告(5) 鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部改正について

(学校教育課)

鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(事業の目的) 第1条 本事業は、いじめや不登校、問題行動等の対応に当たって、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、不登校等何らかの理由で学校に行けない児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関等と連携して学校復帰を含め、社会的自立を目指した支援や指導の充実を図ることを目的とし、実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要領において指導員及び相談員とは、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が鹿屋市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）の運営、児童生徒、保護者、学校の支援等のために雇用した者をいう。</p> <p>(事業の内容) 第3条 本事業は、生徒指導に関する事業を総合的に実施するために、「心の架け橋プロジェクト」と称し、次に掲げる県委託事業及び市単独事業をそれぞれの目的に応じて連携・協力しながら有効かつ効率的に運用するものである。</p> <p>(1) 架け橋1 マイフレンド事業（市単独事業） 「心の架け橋プロジェクト」事務局を設置し、教育支援センターの運営及び相談員の派遣等に係る事務を行う。事務局は学校教育課担当指導主事及び職員で構成し、教育支援センター内に置く。</p> <p>ア 教育支援センターの開設 鹿屋市教育支援センター設置要領（平成20年4月1日制定）に基づき、教育支援センターを開設する。</p> <p>イ 相談員の派遣</p>	<p>○鹿屋市「心の架け橋プロジェクト」事業実施要領 平成20年4月1日制定</p> <p>(事業の目的) 第1条 本事業は、いじめや不登校等の問題行動の対応に当たって、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、不登校等何らかの理由で学校に行けない児童生徒に対して、保護者や学校、関係機関等と連携して学校復帰を含め、社会的自立を目指した支援や指導の充実を図ることを目的とし、実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この要領において指導員及び相談員とは、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が鹿屋市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）の運営、児童生徒、保護者、学校の支援等のために委嘱した者をいう。</p> <p>(事業の内容) 第3条 本事業は、生徒指導に関する事業を総合的に実施するために、「心の架け橋プロジェクト」と称し、次に掲げる県委託事業及び市単独事業をそれぞれの目的に応じて連携・協力しながら有効かつ効率的に運用するものである。</p> <p>(1) 架け橋1 マイフレンド事業（市単独事業） 「心の架け橋プロジェクト」事務局を設置し、教育支援センターの運営及び相談員の派遣等に係る事務を行う。事務局は学校教育課担当指導主事及び指導員で構成し、教育支援センター内に置く。</p> <p>ア 教育支援センターの開設 鹿屋市教育支援センター設置要領（平成20年4月1日制定）に基づき、教育支援センターを開設する。</p> <p>イ 相談員の派遣</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 相談員は、保護者や学校の了解のもと学校又は教育支援センターに行けない不登校児童生徒の家庭を訪問し、教育相談や学習支援等を行う。</p> <p>(イ) 相談員は、中学校を拠点として、派遣を希望する学校を訪問し、心の教室等を利用し、児童生徒や保護者の相談に応じる。</p> <p>(2) 架け橋2 スクールソーシャルワーカー配置事業（市単独事業） いじめや不登校、問題行動等への対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。このため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして拠点となる中学校に配置し、小中学校の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(3) 架け橋3 スクールカウンセラー配置事業（県事業） 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして全ての小中学校に配置し、児童生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(4) 架け橋4 「子どもサミット実施事業」（市単独事業） 子どもサミットの開催を通して、「いじめ問題の撲滅」に対する児童生徒の意識啓発と、自主的・自治的な取組の推進を図る。 ア 対象 市内小・中学校の代表児童生徒・教職員・保護者、市議会議員、地域住民等 イ 主な事業の内容 (ア) 全小・中学校の代表児童生徒による意見交換（いじめへの取組状況、成果等） (イ) 「鹿屋市いじめゼロ宣言」の協議・採択、宣言文の掲載ポスターによる意識啓発</p> <p>(5) 架け橋5 「いじめ第三者委員会設置事業」（市単独事業） いじめにより、児童生徒の命に関わる等の重大事態が発生したときに、教育関係機関から独立した第三者による調査機関を設置し、事実関係を調査し、事態の収束に資する。 ア 対象 重大事態が発生した学校、児童・生徒、その保護者等の関係者 イ 第三者委員会の構成員 弁護士、医師、教育に関する学識経験者、臨床心理士その他教育委</p>	<p>(ア) 相談員が、保護者や学校の了解のもと学校又は教育支援センターに行けない不登校児童生徒の家庭を訪問し、教育相談や学習指導等を行う。</p> <p>(イ) 相談員が、中学校を中心に、派遣を希望する学校を訪問し、心の教室等を利用し、児童生徒や保護者の相談に応じる。</p> <p>(2) 架け橋2 スクールソーシャルワーカー活用事業（市単独事業） 不登校やいじめ等の問題行動等への対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。このため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして中学校に配置し、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(3) 架け橋3 スクールカウンセラー配置事業（県事業） 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー等として中学校に配置し、活用するに当たっての諸課題について調査研究を行い、生徒の問題行動等の解決に資する。</p> <p>(4) 架け橋4 「子どもサミット実施事業」（市単独事業） 子どもサミットの開催を通して、「いじめ問題の撲滅」に対する児童生徒の意識啓発と、自主的・自治的な取組の推進を図る。 ア 対象 市内小・中学校の代表児童生徒・教職員・保護者、市議会議員、地域住民等 イ 主な事業の内容 (ア) 全小・中学校の代表児童生徒による意見交換（いじめへの取組状況、成果等） (イ) 「鹿屋市いじめゼロ宣言」の協議・採択、宣言文の掲載ポスターによる意識啓発</p> <p>(5) 架け橋5 「いじめ第三者委員会実施事業」（市単独事業） いじめ問題の命に関わる等の重大事案発生時に、教育関係機関から独立した第三者による調査機関を設置し、事案の事実関係を調査し、事態の収束に資する。 ア 対象 重大事案が発生した学校、児童・生徒、その保護者等の関係者 イ 第三者委員会の構成員 弁護士、教育に関する学識経験者、臨床心理士その他教育委員会が</p>

改正後	改正前
<p>員会が認める者</p> <p>ウ 開催要件</p> <p>(ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。</p> <p>(イ) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。</p> <p>エ その他</p> <p>第三者委員会の詳細については別途定める。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第4条 <u>スクールソーシャルワーカー</u>は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから選考により委嘱するものとする。</p> <p>(1) 本市に居住し、健康な者</p> <p>(2) <u>社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者、又は地域や学校の実情に応じて、教育や福祉の分野において相談活動経験等がある者のうち、スクールソーシャルワーカーの職務内容を適切に遂行できる者</u></p> <p>(3) <u>守秘義務が守れる者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>スクールソーシャルワーカー</u>の任期は、4月1日から翌年3月31日までの原則として1年間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委嘱手続)</p> <p>第6条 教育委員会は、公募により応募した者の中から<u>スクールソーシャルワーカー</u>を選考したときは、応募者に対し通知するものとする。</p> <p>2 <u>スクールソーシャルワーカー</u>の委嘱は、委嘱状の交付をもって行うものとする。</p>	<p>認める者</p> <p>ウ 開催要件</p> <p>(ア) いじめにより<u>当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める</u>とき。</p> <p>(イ) いじめにより<u>当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める</u>とき。</p> <p>エ その他</p> <p>第三者委員会の詳細については別途定める。</p> <p>(委嘱)</p> <p>第4条 <u>指導員及び相談員</u>は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから選考により委嘱するものとする。</p> <p>(1) 本市に居住し、健康な者</p> <p>(2) <u>子どもと接することが好きな者</u></p> <p>(3) <u>小学校、中学校若しくは高等学校の教員資格を有する者又は同等の経験及び知識を有すると認められる者（相談員については、教員資格を必ずしも要件としない）</u></p> <p>(4) <u>守秘義務が守れる者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>指導員及び相談員</u>の任期は、4月1日から翌年3月31日までの原則として1年間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委嘱手続)</p> <p>第6条 教育委員会は、公募により応募した者の中から<u>指導員及び相談員</u>を選考したときは、応募者に対し通知するものとする。</p> <p>2 <u>指導員及び相談員</u>の委嘱は、委嘱状の交付をもって行うものとする。</p> <p>(<u>指導員の職務</u>)</p>

改正後	改正前
	<p>第7条 <u>指導員は、教育委員会の指導監督の下、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>教育支援センターの事務の統括及び相談員の派遣に関すること。</u></p> <p>(2) <u>保護者や学校との連携に関すること。</u></p> <p>(3) <u>関係機関、専門機関等との連携に関すること。</u></p> <p>(4) <u>必要に応じて、相談員の職務に関すること。</u></p> <p><u>(相談員の職務)</u></p> <p>第8条 <u>相談員は、教育委員会の指導監督の下、次の各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>教育支援センターでの業務 指導員と連携しつつ、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>ア <u>児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと。</u></p> <p>イ <u>体験活動、集団生活等を通して、児童生徒の自立支援を行うこと。</u></p> <p>ウ <u>児童生徒の実態に応じて、学習支援及び学習指導を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>家庭訪問による業務 在籍校と連携を図りつつ、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>ア <u>不登校児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと。</u></p> <p>イ <u>保護者と教育相談を行い、不登校を解決するための支援を行うこと。</u></p> <p>ウ <u>不登校児童生徒の実態に応じて、補充学習を行い、学習面の悩み解決に当たること。</u></p> <p>エ <u>不登校児童生徒の実態に応じて、相談活動の場を公共施設等に広げ、自立への支援に当たること。</u></p> <p>(3) <u>学校訪問による業務 校長監督の下、学級担任、養護教諭等と連携を図りつつ、アを中心に、各学校の実情に応じてイからエまでの業務を行う。</u></p> <p>ア <u>心の教室や余裕教室等において、児童生徒の相談相手となり、悩みや不安の解消のための支援を行うこと。</u></p> <p>イ <u>学校行事、学級活動等において、児童生徒への語りかけやふれ合いを行うこと。</u></p>

改正後	改正前
<p>(スクールソーシャルワーカーの業務)</p> <p><u>第7条</u> <u>スクールソーシャルワーカーは、教育委員会の指導監督の下、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) 福祉機関等の関係機関と連携したケース会の計画・運営</p> <p>(2) 保護者、教職員等に対する福祉分野における相談・支援・情報提供</p> <p>(3) 児童生徒の生活環境改善等に係る保護者、教員等への指導・助言</p> <p>(4) その他教職員等への校内研修の支援等</p> <p>(報償金)</p>	<p>ウ <u>学習進度の遅い児童生徒への補充指導への参加・協力を行うこと。</u></p> <p>エ <u>校内等を巡回し、問題行動等の未然防止・早期対応のための声かけや情報提供を行うこと。</u></p> <p>(スクールソーシャルワーカーの業務)</p> <p><u>第9条</u> <u>相談員は、教育委員会の指導監督の下、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) 福祉機関等の関係機関と連携したケース会の計画・運営</p> <p>(2) 保護者、教職員等に対する福祉分野における相談・支援・情報提供</p> <p>(3) 児童生徒の生活環境改善等に係る保護者、教員等への指導・助言</p> <p>(4) その他教職員等への校内研修の支援等</p> <p><u>(指導員の勤務日、勤務時間及び勤務場所)</u></p> <p><u>第10条</u> <u>指導員の勤務日は、原則として火曜日から金曜日までの間の週2日以内とする。ただし、鹿屋市立図書館の休館日は除くものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>勤務時間は、0.5時間単位とし、原則として午前8時から午後5時までの間の7時間以内、1週間につき14時間以内とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>勤務場所は、教育支援センターとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>指導員は、必要に応じて相談員として勤務する。相談員として勤務する場合も含めて1週間につき20時間を超えないものとする。</u></p> <p><u>(相談員の勤務日、勤務時間及び勤務場所)</u></p> <p><u>第11条</u> <u>相談員の勤務日は、原則として週4日以内とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>勤務時間は、0.5時間単位とし、訪問先への移動時間も含めて、原則として午前8時から午後5時までの間の4時間以内、1週間につき16時間以内とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、訪問日及び訪問時間は、相手側の都合に合わせて調整する。</u></p> <p><u>4</u> <u>勤務場所は、不登校児童生徒の家庭、学校の相談室、教育支援センター、公共施設等とする。</u></p> <p>(報償金)</p>

改正後	改正前
<p><u>第8条</u> スクールソーシャルワーカーの報償金は、時間給（2,000円）とし、出勤簿や業務日誌、学校長から提出される相談報告書等により、スクールソーシャルワーカーごとに勤務実績表を作成し、当該勤務実績表を基に月額を算出し確定する。その額は、毎年度予算の定めるところによる。</p> <p><u>2</u> 前項の報償金の支給日は、毎月25日（当日が金融機関の休業に当たるときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の開業日）とし、前月分を支給する。</p> <p>（服務）</p> <p><u>第9条</u> スクールソーシャルワーカーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従い、職務に専念すること。</p> <p>（2） 相談等を通して知り得た個人の情報や、学校内の機密に属する情報を他へ漏らしてはならない。また、その職を退いた後も他へ漏らしてはならない。</p> <p>（3） その職の信用を傷つけ、教育委員会の信頼を損なうような行為をしてはならない。</p> <p>（解職）</p> <p><u>第10条</u> 任命権者は、スクールソーシャルワーカーが次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>スクールソーシャルワーカー</u>に対し、<u>通知を行い解職</u>することができる。</p> <p>（1） 解職願いがあった場合</p> <p>（2） 死亡した場合</p> <p>（3） 刑事事件に起訴された場合</p> <p>（4） 勤務実績が良くない場合</p> <p>（5） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合</p>	<p><u>第12条</u> <u>指導員及び相談員の報償金は、時間給（950円）とし、出勤簿や業務日誌、学校長から提出される相談報告書等により、指導員及び相談員ごとに勤務実績表を作成し、当該勤務実績表を基に月額を算出し確定する。その額は、毎年度予算の定めるところによる。</u></p> <p><u>2</u> スクールソーシャルワーカーの報償金は、時間給（2,000円）とし、出勤簿や業務日誌、学校長から提出される相談報告書等により、スクールソーシャルワーカーごとに勤務実績表を作成し、当該勤務実績表を基に月額を算出し確定する。その額は、毎年度予算の定めるところによる。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の報償金の支給日は、毎月25日（当日が金融機関の休業に当たるときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の開業日）とし、前月分を支給する。</p> <p>（服務）</p> <p><u>第13条</u> <u>指導員、相談員及びスクールソーシャルワーカー</u>は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従い、職務に専念すること。</p> <p>（2） 相談等を通して知り得た個人の情報や、学校内の機密に属する情報を他へ漏らしてはならない。また、その職を退いた後も他へ漏らしてはならない。</p> <p>（3） その職の信用を傷つけ、教育委員会の信頼を損なうような行為をしてはならない。</p> <p>（解職）</p> <p><u>第14条</u> 任命権者は、<u>指導員、相談員及びスクールソーシャルワーカー</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>指導員及び相談員</u>に対し、<u>通知し解職</u>することができる。</p> <p>（1） 解職願いがあった場合</p> <p>（2） 死亡した場合</p> <p>（3） 刑事事件に起訴された場合</p> <p>（4） 勤務実績が良くない場合</p> <p>（5） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合</p>

改正後	改正前
<p>(6) 前各号に掲げるほか、委嘱しておくことが適当でない場合</p> <p>2 前項第3号から第6号までの規定に基づき、<u>スクールソーシャルワーカー</u>を解職しようとするときは、解職しようとする日の少なくとも30日前に、当該<u>スクールソーシャルワーカー</u>に対し予告するものとする。ただし、当該<u>スクールソーシャルワーカー</u>の責めに帰すべき理由により解職する場合は、この限りでない。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第11条 <u>スクールソーシャルワーカー</u>の職務上の災害に備えて、<u>スクールソーシャルワーカー</u>は予算の範囲内で傷害保険・賠償責任保険に加入するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要領に定めるもののほか、<u>スクールソーシャルワーカー</u>の勤務等に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(6) 前各号に掲げるほか、委嘱しておくことが適当でない場合</p> <p>2 前項第3号から第6号までの規定に基づき、<u>指導員及び相談員</u>を解職しようとするときは、解職しようとする日の少なくとも30日前に、当該<u>指導員並びに相談員</u>に対し予告するものとする。ただし、当該<u>指導員及び相談員</u>の責めに帰すべき理由により解職する場合は、この限りでない。</p> <p>(災害補償)</p> <p>第15条 <u>指導員及び相談員</u>の職務上の災害に備えて、<u>指導員及び相談員</u>は予算の範囲内で傷害保険・賠償責任保険に加入するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 この要領に定めるもののほか、<u>指導員及び相談員</u>の勤務等に関し必要な事項は、別に定める。</p>

報告(6) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について

(学校教育課)

1 期間 令和7年2月18日(火)～2月22日(土)

2 派遣メンバー

(1) かのやこどもPR大使

	学校名	学年	氏名		学校名	学年	氏名
1	鹿屋女子高等学校	2年	門田 小晴	5	西俣小学校	6年	永田 眞子
2	鹿屋女子高等学校	2年	迫 美潤	6	鹿屋小学校	6年	久保 桜子
3	大始良中学校	2年	島影 美希	7	鹿屋小学校	6年	山内 琉維
4	吾平小学校	6年	安藤 千翔	8			

(2) 引率者

鹿屋市教育委員会 中野 健作 教育長
 鹿屋市教育委員会 山内 誠 学校教育課指導主事
 鹿屋中学校 前田 佳来 教諭
 鹿屋小学校 萩原 美里 教諭

3 目的

(1) 海外研修を通して、地球規模で様々な問題を考え、郷土の魅力を生かして、能動的に課題解決に向けた

行動を起こすグローバル人材の育成を図る。

(2) 令和7年度からの新たに交流を開始する串良小、吾平小、鹿屋女子高、輝北小、吾平中、上小原中、寿小、西原小の協定式へ参加する。

4 行程

2/18(火)1日目	2/19(水)2日目	2/20(木)3日目	2/21(金)4日目	2/22(土)5日目
○鹿児島空港発 12:20 ○桃園空港着 13:30 ○国立台北教育大学着 16:30 ○ホームステイ先との面会 ○令和6年度の教育実習振り返り ○令和7年度の教育実習に向けて協議 ○夕食会 18:00 <PR大使:ホームステイ先と市内観光>	中学生(終日) ○longman(鹿屋中) 訪問・授業参観等 女子高生(終日) ○Jingmei(女子高) 訪問 小学生(終日) ○WANDA(西俣小) NTUEEES(鹿屋小) ○教育長・山内・引率教諭 BeiZheng(上小原中) Jingmei(女子高) 同時協定式 ※各校オンライン参加 ○BeiZheng(上小原中) 訪問・授業参観等 ○昼食会 ○NTUEEES(鹿屋小) longman(鹿屋中) との面会及び夕食会 <PR大使:ホームステイ先と市内観光>	中学生(終日) ○longman(鹿屋中) 訪問・授業参観等 女子高生(終日) ○Jingmei(女子高) 訪問 小学生(終日) ○WANDA(西俣小) NTUEEES(鹿屋小) ※鹿屋市の各協定校とオンライン交流 ※特技披露 ・習字 ・絵画等 ・バトントワリング ・ピアノ・巫女の舞 ○教育長・山内 Qingjia g(南小) Minquan(輝北小) Sanyu(寿小) Yanping(西原小) 同時協定式 ※各校オンライン参加 ※昼食会 ○WANDA(西俣小) MEPS(寿北) NTUEEES(鹿屋小) の面会及び夕食会 <PR大使:ホームステイ先と市内観光>	○PR大使、教育実習生、引率教諭、自主研修(仇份等) 終日 ○教育長・山内 Jyonshin(大黒小) 訪問、平和の花束2位児童及び保護者との面会及び教育長から直接表彰 ○Gonjheng(串良小) 協定校訪問 ○Gonjheng(串良小) GuoHua(吾平中) Peicheng(吾平小) 同時協定式 ※各校オンライン参加、記者取材 ○平和の花束1位児童サプライズ面会 ○3協定校と夕食会 <PR大使:ホテル泊>	○桃園空港発 8:25 ○鹿児島空港着 11:15 ○鹿児島空港解散 12:00

5 成果と課題

(1) 成果

- ア 事前の打合せ会を重ねたことで、PR大使間の仲間意識を醸成した上で渡航することができた
- イ 各校のオンライン参加準備が充実しており、協定式が盛大に開催された。
- ウ 「翻訳機を使わなくても気持ちが伝わった時は、うれしさを経験することができました。」
- エ 「相手の伝えたいという気持ちを受け止めれば、言葉のキャッチボールができました。」
- オ 「台湾のお友達が、いつも笑顔で話を聞いてくれていたことに感動しました。」
- カ 「台湾の学校は服装も髪型も自由で、文化の違いを肌で感じることでできて良かったです。」

(2) 課題

- ア ホームステイに預けるタイミング（初日はホテルでゆっくりしてから）を検討する。
- イ 引率教諭及び参加児童生徒の主体性と資質・能力の向上を普段の教育活動の中で意識して指導

6 かのやこどもPR大使の今後の動き

- (1) 令和7年3月10日 派遣報告書提出
- (2) 令和7年3月26日 14:00～（全員協議会室）市長報告会
- (3) 令和7年12月31日の任期終了まで、様々な鹿屋市の異文化交流等に関する企画運営や地域行事等への積極的な参加により、郷土の魅力を発信継続



7 かのやこどもPR大使派遣期間中の様子

※その他全行程の様子はこちらから（取扱注意）



事前打合せ会



国立台北教育大学訪問



放課後は異文化研修



オンライン協定式



ホームステイ家族



郷土魅力発信プレゼン



特技披露「習字」



特技披露「巫女の舞」



特技披露「バトントワリング」

報告(7) 第9回 キッズビジネスタウン®の実施について

(学校教育課)

1 目的

キッズビジネスタウン®とは、「子どもたちがつくる、子どもたちの街」の理念のもとで、子どもたちが市民となり、「みんなで働き・学び・遊び、共に協力しながら街を運営し、実践を通して社会のしくみを学ぶ」教育プログラムである。

鹿屋市の小学生が模擬的に設定された市役所から市民証を交付してもらい、各体験場所へ出勤し、実際に働いて給料を得て、その給料で買い物を体験するなど、働くことの意義や労働によって得た給料から納税することや、日々の生活における消費活動の重要性・必要性について理解を深める。

2 実施期日 令和7年2月22日(土) 9時30分から14時30分

3 場所 鹿屋市立鹿屋女子高等学校

4 対象 小学生3年生から6年生の児童 200名
小学生1・2年生は消費活動のみ参加 100名 保護者 約100名
(参考 令和6年度参加者 小学生 約300名、保護者 約100名)

5 店舗一覧 34店舗

公共機関等	キッズ銀行 自衛隊 警察署 消防署 クリーンセンター キッズ税務署 等	飲食店舗	うどん チョコバナナ たこ焼き ワッフル フランクフルト・ドリンク ポップコーン 等
工房	プラバン 缶バッジ スライム ミサンガ 等	サービス	ビューティーサロン キッズホスピタル キッズ保育園 リハビリ病院 等

【外部企業等協力団体】

- ・防衛省自衛隊鹿児島地方協力本部
- ・大隅肝属地区消防組合中央消防署
- ・鹿屋警察署
- ・鹿児島女子短期大学
- ・鹿児島純心女子短期大学
- ・鹿児島県理容美容専門学校
- ・鹿児島第一医療リハビリ専門学校
- ・第一幼児教育短期大学 等

6 参加者の声 アンケート結果

- ・いろいろな仕事ができ、お金の使い方もわかったし、「税金」という言葉も初めてしれて楽しかったです。(田崎小5年生)
- ・自分で稼いだお金で作ったものや買ったものがいつもより大事に感じた。(西原台小5年生)
- ・また来年も来たい。これを将来に活かせるように頑張りたいと思った。(西原小4年生)
- ・消費活動が楽しかったです！いろんなブースがあってとても良かったです。(寿北小6年生)
- ・リハビリでは骨の仕組みなどがわかったので、来年や再来年に活かしたいです。小学校の先生になろうでは、「教材研究」などの言葉を知りました。(西原台小4年生)
- ・小さい頃から、歯医者さんになりたかったので歯医者さんの仕事が見れてよかった。(申良小3年生)
- ・それぞれの仕事や買い物だけでなく、お金の使い方や納税についても楽しく知ることができました。このような場所が更に増えたら、もっと社会を知ることができると思います。(大始良小6年生)

7 実施状況



報告(8) 鹿屋市寺子屋シンポジウムについて

(生涯学習課)

1 目的

鹿屋寺子屋事業について、活動発表や講演を聴くことによって事業の事例を検証しながら成果と課題について考え、今後の寺子屋事業の展望と方向性を探る。

2 日時 令和7年2月18日(火) 13:30~16:10

3 場所 リナシティかのや 3階 ホール

4 対象

寺子屋指導員、町内会長、民生・児童委員、市内小中学校職員、PTA会員等

5 日程等

(1) 開場 13:00~13:30

(2) 開会行事(教育次長あいさつ) 13:30~13:35

(3) 鹿屋寺子屋事業説明 13:35~13:45

(4) 活動発表 13:45~14:10

ア りりし田崎塾 イ 野里塾ウイズ・ユー

(5) ディスカッション 14:10~14:40

コーディネーター：諏訪 英広氏(川崎医療福祉大学教授)

パネラー：岩山 益男(りりし田崎塾指導員)

谷川 忠幸(野里塾ウイズ・ユー指導員)

宇井 知隆(鹿屋市教育委員会生涯学習課長)

(6) 講演 14:50~16:05

講師：諏訪 英広氏(川崎医療福祉大学教授)

演題：「子どもの学び・育ちを支える連携・協働～大人の学び・育ち、地域づくりを視野に入れて～」

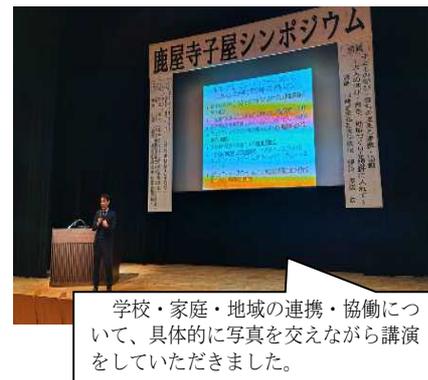
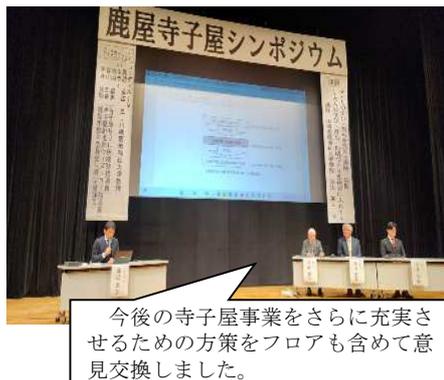
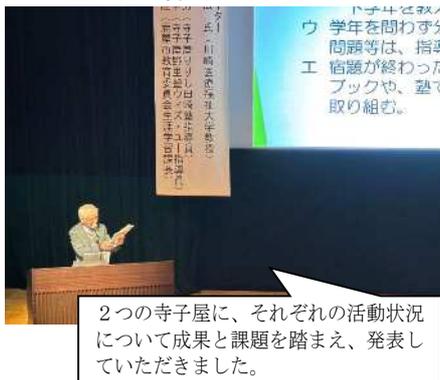
(7) 閉会行事 16:05~16:10

6 参加者数 115人

7 アンケート結果より

- ・ 寺子屋事業の開催状況について知ることができ、大変参考になった。また講演の諏訪先生の話も要点を教えてください分かりやすかった。
- ・ 子どもの成長に多くの地域の方々が携わっていることを知り、教育も昔に比べて変化していることが分かり良い学びになった。
- ・ 寺子屋の中で、子どもたちとのコミュニケーションを積極的、主導的にとって読み聞かせなどを計画していきたいと思った。とても参考になった。
- ・ 寺子屋の運営の難しさを実感したが、今回の事を参考に、更なる発展に向けて努力していきたい。

8 当日の様子



1 策定の背景

生涯学習の振興に資するため、本市の生涯学習の推進体制の整備その他必要な事項を定め、生涯学習の振興を図る総合的な施策の推進を図るため、生涯学習基本構想を策定している。今回、第2期基本構想の計画期間(令和2～令和6年度)が終了することから、時代背景や地域を取り巻く環境等を踏まえた新たな基本構想を策定するもの。

2 鹿屋市第3期生涯学習基本構想の位置付け等

- ・ 第3次鹿屋市総合計画における生涯学習に関する分野の基本計画を具現化するため、総合計画におけるそれぞれの基本施策について生涯学習の視点を持つフィルターを通した構想とするもの。
- ・ 鹿屋市第3期教育大綱や鹿屋市第4期教育振興基本計画、国及び県の教育計画等を踏まえ、それぞれの計画との整合性を図るもの。
- ・ 構想期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

3 構想(案)の構成

第1章 構想策定にあたって		
1	構想策定の趣旨	
2	構想策定の視点	
3	構想の期間	
4	構想の位置付け	
第2章 生涯学習の意義と現状		
1	生涯学習とは	
2	生涯学習社会とは	
3	生涯学習における現代的課題とその対策	
4	本市の生涯学習	
第3章 構想の概要		
1	本市の生涯学習の将来像	
2	生涯学習の目標	
3	SDGs(持続可能な開発目標)との関連	
第4章 構想の内容		
1	ひとが元気な生涯学習機会の充実	(1) 家庭教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 社会教育の充実 (4) 人権教育と啓発の推進 (5) 障がい者の生涯学習の推進 (6) 高齢者の生きがいづくり
2	まちが元気な生涯学習環境の充実	(1) 地域の子どもは地域で育てる環境の充実 (2) 文化・スポーツ活動の推進 (3) 環境・防災教育の推進 (4) 社会人の学びの推進 (5) デジタルを活用した学習の推進
3	生涯学習を生かした場と人づくり	(1) 地域活動を担う人材の育成 (2) 学習成果を生かした社会参加の促進
	参考資料	・鹿屋市生涯学習の振興及び推進体制等の整備に関する条例 ・鹿屋市生涯学習審議会委員名簿 ・生涯学習施設一覧 ・市民の生涯学習に関する意識調査

4 鹿屋市生涯学習審議会委員名簿

No.	氏名	所属団体及び役職	備考
1	金子 満	鹿児島大学教授	学識経験者
2	和田 智仁	鹿屋体育大学教授・スポーツ情報センター長	学識経験者
3	宮下 恵子	鹿屋市子ども会連絡協議会会長	社会教育委員
4	今村 和也	鹿屋市PTA連絡協議会長	社会教育関係団体の代表者
5	濱田 寛子	鹿屋市文化協会会長	公共的な団体等の代表者
6	古田 由香	(株)まちづくり鹿屋 芸術文化学習プラザ係長	公共的な団体等の代表者
7	堀之内 節子	女性農業経営士	公共的な団体等の代表者
8	和田 友美	NPO法人マザリープロジェクト代表者	公共的な団体等の代表者
9	竹本 加奈子	NPO法人ココハウス施設管理者	公共的な団体等の代表者
10	伊藤 太	市校長協会会長（寿北小学校長）	小・中・高等学校の長
11	向吉 晴美	市校長協会副会長（大黒小校長）	小・中・高等学校の長
12	仲野 寛	一社 地域教育文化アーカイブ振興協会・代表理事	公募
13	前田 あゆ	一般社団法人街のほけん室BAPPAN代表	公募
14	永田 穂波	鹿屋市ICT支援員（（株）ロボネット・コミュニケーションズ）	公募

5 審議員からの意見

種類	内容	対応状況
意見	行政の取組には限界があるので、自治、自立、参加、参画といった意味合いを第3期には盛り込んでもらいたい。	対応済
意見	時代のトレンドとして、キャリア形成に関する項目を柱立てていくべきではないか。	対応済
意見	働いている方や子育て中の方の要望で、仕事の都合や、子どもの預け先がないため、昼間に講座を受講できないので、夜間の講座を考えてほしいとの意見がある。	対応済
意見	様々なご家庭があり、研修会や講座などに参加できない方がいらっしゃる。オンライン講座を実施した際、普段参加できない人が参加していた。様々な参加方法を検討していただきたい。	対応済
意見	取組の評価について、人口減少社会において評価には限界があるため、アウトカムやアウトプットを踏まえて、成果を評価してほしい。	対応済
意見	難しい言葉に注釈をつけるべきではないか。	対応済
意見	各KPIに目標値を達成した場合の、目標を一文付け加えるのはどうか。	対応済

6 審議員からの答申

鹿屋市生涯学習審議会
会 長 金子 満

答 申 書

(鹿屋市第3期生涯学習基本構想の策定について)

令和6年9月27日付け鹿教生第267-2号で諮問のあった件について、別添のとおり答申します。

なお、答申に当たり下記のとおり本審議会の意見を附します。

記

1 ヒトが元気な生涯学習機会の充実

生涯学習は自己の充実や生活の向上など、市民がより良い生活を送るために必要な要素である。幼少期から高齢期にわたって学び続けるための仕組みを作ることは、市全体の大きな利益となるものである。また、あらゆる立場の市民が等しく学べるよう、地域資源を活用し、多様な学びの機会を提供することで、学びの質を高めることが期待される。そのようなことから、市民一人ひとりが、生きがいを持って生活できる学習機会の充実に努めていただきたい。

2 まちが元気な生涯学習環境の充実

「地域のこどもは地域で育てる」ことは、持続可能な社会を形成していくために大切なことであるが、その理念を実現するためには、地域全体の協力を得られるための仕組みを作ることが不可欠である。地域の高齢者やこどもたちが参加する多世代交流は、地域の絆を深め、学びの場としても機能する。また、多様なセクターの活動が活発になることで、地域の文化や学びの環境が豊かになり、イベントを通じて地域の活性化が図られる。多様なプレイヤーが活躍するステージを設けることで、地域全体が生涯学習を支える環境を整えていただきたい。

3 生涯学習を生かした場と人づくり

生涯学習を通じて地域の人材を育成することは、鹿屋市の未来にとって重要である。こどもたちに対しては、学校教育をはじめとするあらゆる場において生涯学習の意義を教えることで、学ぶことの意味を知り、学びたいという意欲を高め、地域社会に貢献したいという人材を育成できることになる。また、将来を見通して自己実現に向けて学ぶことは、急激に変化する社会を生き抜く力を養うための源となる。市全体を活性化させるために、特性を生かした人づくりを進めることで、持続可能な社会を築いていただきたい。

※ 鹿屋市第3期生涯学習基本構想は別添6のとおり。